

事前のお知らせ



マイナンバーで子育て世代の負担を軽減！ ～保育の「現況届」をオンラインで受け付けます～

開始日 平成30年7月11日

提出期間 平成30年7月11日～平成30年8月10日

区は、7月11日から、オンラインで保育の「現況届」の受付を開始します。
政府が運営するウェブサイト「マイナポータル」のぴったりサービスを活用して、自宅のパソコンやスマートフォン等から、現況届や就労証明書などの提出ができます。
ICTを活用した子育て関連サービスの拡充の一環として、電子申請を拡大し、子育て世代の利便性を向上します。

【保育の現況届】

(1) 現況届の目的

現在、保育園等に在園している児童について、引き続き保育の必要性の有無を確認するために実施します。

(2) 対象件数

5,927世帯（平成29年7月1日）

(3) 電子申請について

電子申請を行うにあたり、次のものが必要になります。

① 個人番号カード（マイナンバーカード）

② パソコンとICカードリーダーライター、またはマイナンバーカード読み取り対応スマートフォン

※各種証明書の電子データを、添付する必要があります。データが読み取れない等、不備がある場合には郵送・窓口で原本の提出を、お願いすることがあります。

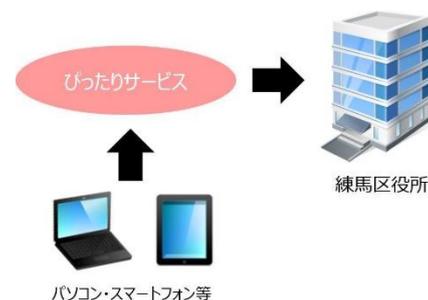
【参考】

マイナポータルについて

マイナポータル (<https://myna.go.jp/>) は、政府が運営するインターネットサイトです。自分のマイナンバーを含む個人情報が行政機関などの間でどのようにやり取りされたのかを確認できたり、行政機関からのお知らせを確認できます。

ぴったりサービスについて

子育てに関する行政サービスの検索や一部の手続きについて電子申請が行えるサービスです。



▲イメージ図

【問い合わせ】練馬区 保育課 電話03-5984-5837